

参考資料 2

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九州佐賀国際空港の滑走路延長について、空港整備主体である佐賀県と空港が所在する地方公共団体である佐賀市が連携し、パブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

(検討・調整事項)

第3条 協議会は、佐賀空港の滑走路延長について、次の事項の検討及び調整を行う。

- (1) P I 実施計画に関すること
- (2) P I レポートに関すること
- (3) P I 活動に関すること
- (4) P I 実施結果に関すること
- (5) その他、P I の実施に必要と認められること

(構成及び運営)

第4条 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 佐賀県地域交流部理事
 - (2) 佐賀市政策推進部長
- 2 協議会には会長を置き、佐賀県地域交流部理事の職にある者を充てる。
- 3 協議会は、会長が必要に応じて招集する。
- 4 協議会は、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

(公開)

第5条 協議会は、公開とすることが適切ではない情報を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、佐賀県地域交流部空港課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。